

越谷市火災予防条例の一部が改正され、平成26年8月1日から多数の者が集合する催しにおいて、対象火気器具を使用する場合は、消火器の準備が必要になります。

1 改正の背景

平成25年8月15日に京都府福知山市で行われた花火大会において、死者3名、負傷者56名という悲惨な火災が発生しました。この火災を期に消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）の一部が改正され、**対象火気器具**を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の**多数の者の集合する催し**に際して使用する場合には、消火器を準備することを義務付けることを定めた改正が行われ、これを受け、越谷市火災予防条例の一部を改正しました。

2 改正案の概要

平成26年8月1日から祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の**多数の者の集合する催し**に際して、**対象火気器具等**を使用する露店、屋台その他これらに類するもの（以下「露店等」という。）において、対象火気器具等を取り扱う場合は、消火器を準備することを義務付けました。

（対象となる多数の者が集合する催しとは）

一時的に一定の場所に不特定多数の人が集まることにより混雑が生じ、火災が発生した場合に危険性が高まる催しで、具体的には、祭礼、縁日、花火大会、展示会等の一定の社会的広がりを持つものが対象です。

したがって、近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会、自治会単体が主催する夏祭りなどのように相互に面識がある者が集まる者の範囲が個人的なつながりに留まる場合は、対象外とします。

（対象火気器具等とは）液体燃料、固定燃料、気体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする器具

（対象火気器具の例）



（こんろ）



（ストーブ）



（発電機）



（グリドル）

(露店、屋台その他これらに類するものとは)

露店(台やござの上に並べた商品を守る店)、屋台(屋根の付いた移動可能な店舗、飲食店やがん具などを売る店)のほか、移動式販売所や歩道上や広場、駐車場に物を並べ販売したり、建物の1階の店先で物を売る店をいい、業をなすか否かは問いません。

(準備する消火器について)

(1) 屋外で多数の者が集合する催しにおいて、対象火気器具等を使用する場合は、当該器具等を取り扱う者が消火器を準備しなければなりません。当該器具等ごとに4型以上の消火器を準備しなければなりません。

ただし、一の店舗で複数対象火気器具等の取り扱いがある場合は、一の消火器の準備で足りるものとします。

また、次の全てに適合する場合は、共同して使用することが出来る消火器を準備することで足りるものとします。

ア 消火器から各対象火気器具までの歩行距離が20m以内であり、混雑等により立ち止まることなく容易に搬送できること。

イ 消火器が準備されている旨の標識等を掲出するなど、消火器の位置が明確であること。

ウ 対象火気器具等(一の店舗で複数対象火気器具等の取り扱いがある場合は、店舗)ごとに水バケツやエアゾール式簡易消火具等により初期消火の準備がされていること。

※ 共同して使用できる消火器の準備の例

夏祭り会場において、焼きそば、焼き鳥を販売する露店が出店し、発電機を使用し、グリドル、焼き鳥焼き機を取り扱っており、これらの露店には、水バケツやエアゾール式簡易消火具が準備され、初期消火の準備がされている。

夏祭り会場には、運営本部が設置され、4型消火器が準備され、「消火器」と表示した標識がテントの柱上部に掲出されおり、前記の露店までの歩行距離は、20m以内であり、運営本部の前を通り、露店までは人混みはなく立ち止まらずに消火器を搬送できる。

(2) 屋内で多数の者が集合する催しにおいて消火器の準備につきましては、既に設置されている消火器で、有効に警戒できる場合は、その消火器で足りるものとします。

詳細につきましては、越谷市消防局予防課までお問合せください。

【問合せ先】 消防局予防課

TEL048-974-0103 FAX048-974-0430